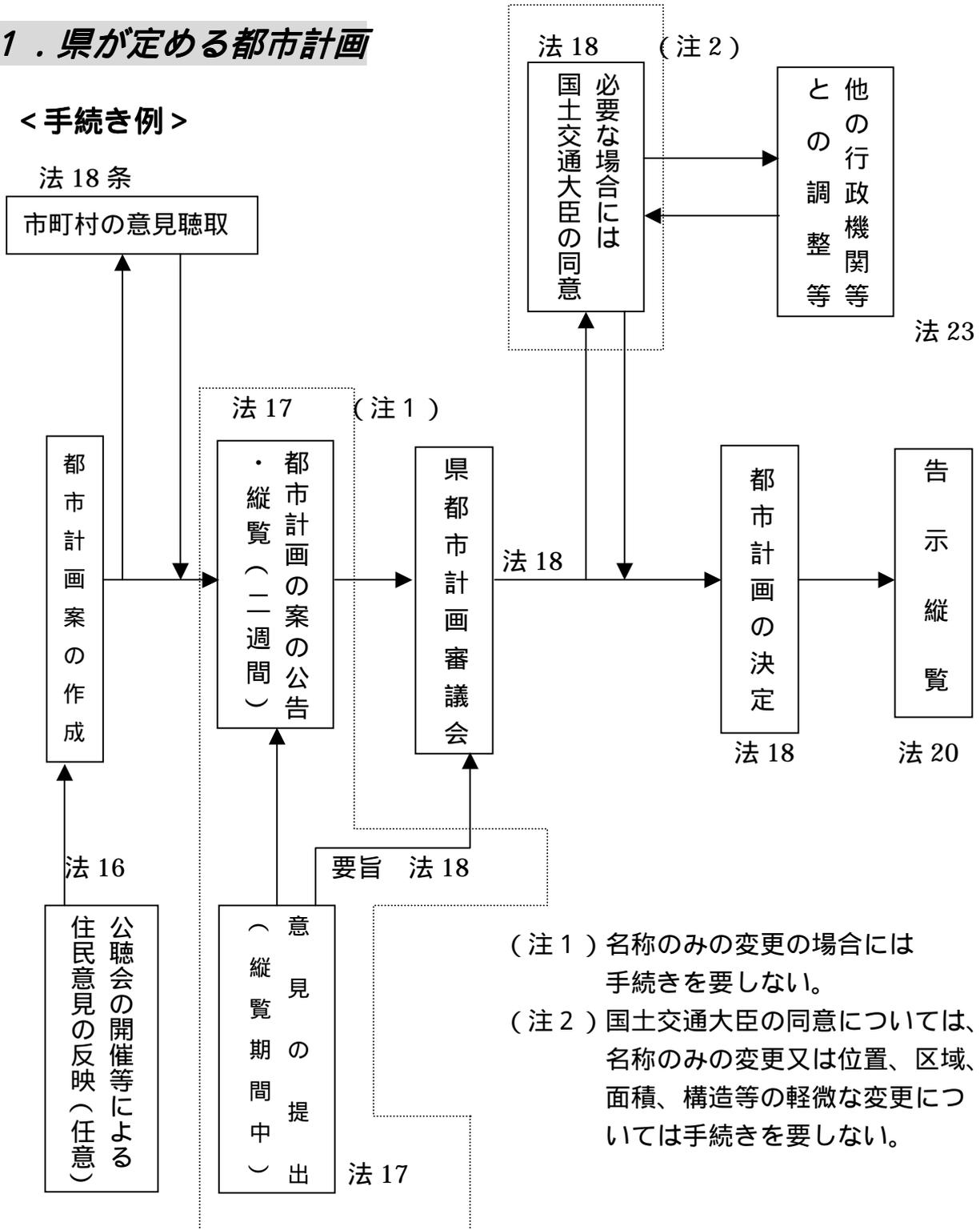


都市計画の決定手続きフロー

1. 県が定める都市計画

< 手続き例 >



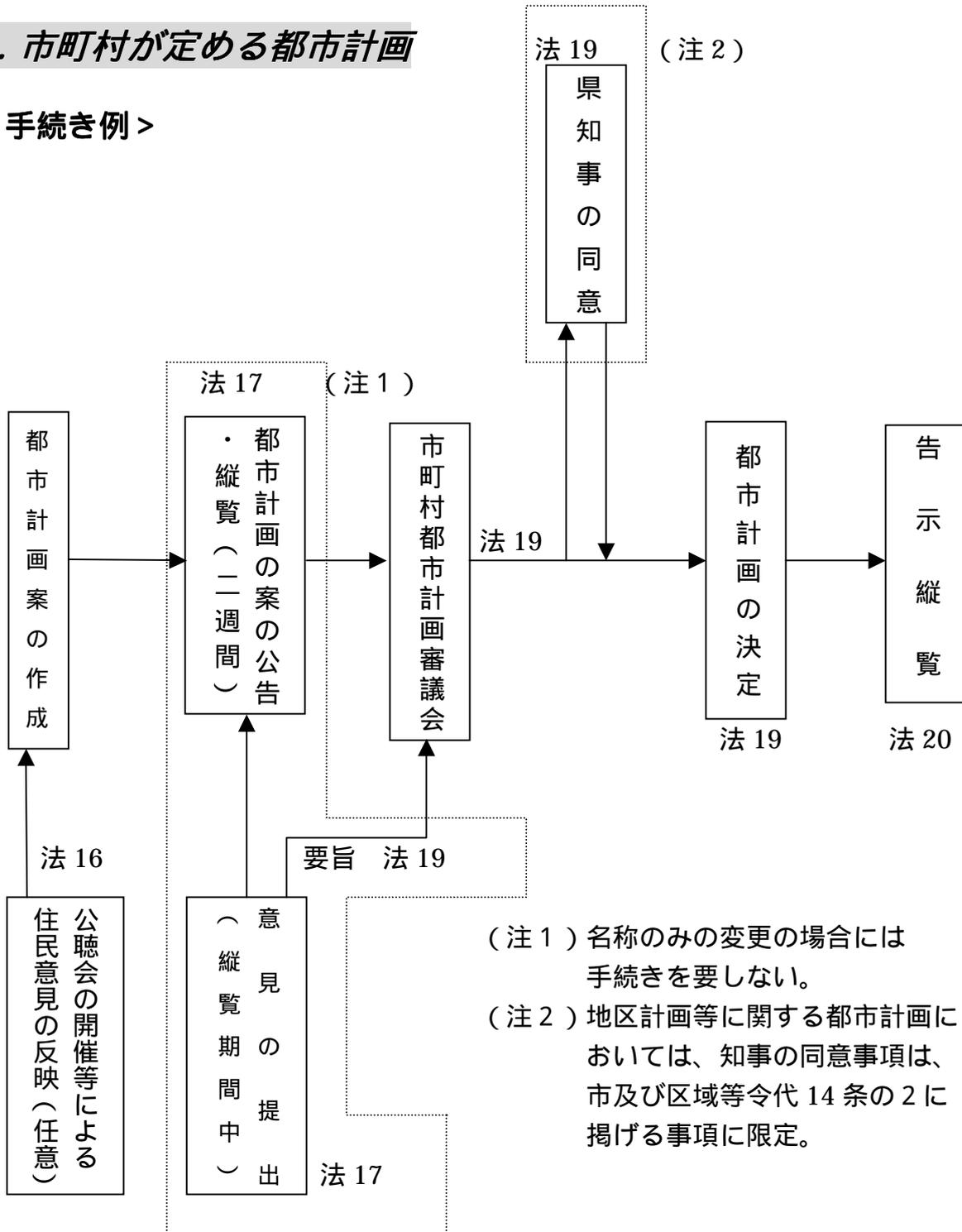
- (注 1) 名称のみの変更の場合には
手続きを要しない。
- (注 2) 国土交通大臣の同意については、
名称のみの変更又は位置、区域、
面積、構造等の軽微な変更につ
いては手続きを要しない。

都市計画の決定手続きフロー

市町村が都市計画法に基づく都市計画審議会を設置した場合
(愛知県内における都市計画区域内市町村は、すべて設置しています。)

2. 市町村が定める都市計画

< 手続き例 >



- (注1) 名称のみの変更の場合には手続きを要しない。
- (注2) 地区計画等に関する都市計画においては、知事の同意事項は、市及び区域等令代 14 条の 2 に掲げる事項に限定。